



県 章

# 滋賀県公報

平成 20 年 (2008 年)  
7 月 2 日  
第 2959 号  
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次 ( 印は、県例規集に登載するもの)

規 則	
滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則 (管理課) .....	599
告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (元気長寿福祉課) .....	599
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項に規定する救急病院 (医務薬務課) .....	600
道路区域の変更 (道路課) .....	600
道路の供用開始 (道路課) .....	600
公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (商業観光振興課) .....	601
大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告 (商業観光振興課) .....	601
大規模小売店舗立地法に基づく県の意見に対する大規模小売店舗の変更の届出の公告 (商業観光振興課) .....	604
一般競争入札の公告 (事業課) .....	605
振 興 局 等 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (湖北) .....	606
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (湖東) .....	606
雑 報	
一般競争入札の公告 .....	607
正 誤	

## 規 則

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 20 年 7 月 2 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

### 滋賀県規則 第 48 号

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則

滋賀県収入証紙規則 (昭和 53 年 滋賀県規則 第 20 号) の一部を次のように改正する。

別表株式会社滋賀銀行虎姫支店びわ町出張所の項、株式会社滋賀銀行今津支店近江マキノ出張所の項、株式会社滋賀銀行山東支店伊吹出張所の項および株式会社滋賀銀行米原支店醒井出張所の項を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 滋賀県告示 第 384 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法 第 53 条 第 1 項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 20 年 7 月 2 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事 業 所 名 称	事 業 所 地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
デイサービス ほほえみ	大津市大江二丁目 25 番 2 号	株式会社大津介護 代表取締役 山下 津賀子	大津市大江二丁目 25 番 2 号	通所介護 介護予防通 所介護	平成20. 7. 1	2570102406

滋賀県告示 第 385 号

救急病院等を定める省令 (昭和 39 年 厚生省令 第 8 号) 第 1 条 第 1 項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

平成 20 年 7 月 2 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

医療機関の名称	開 設 者	所 在 地	認 定 期 限
彦根市立病院	彦根市長	彦根市八坂町 1882 番地	平成 23. 6. 30

滋賀県告示 第 386 号

道路法 (昭和 27 年 法律 第 180 号) 第 18 条 第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成 20 年 7 月 2 日から平成 20 年 7 月 16 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 2 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

道路の種類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延 長	備 考
県道	日野徳原線	甲賀市土山町大野字揚慮木谷 6795 番地先から 甲賀市土山町大野字布引 3763 番 44 地先まで	変更後	最小 13.8 m ゝ 最大 60.2 m	210.8 m	道路改良工事 (バイパス) に伴う道路区域の変更 なお現道の供用は従前のとおり
				最小 8.6 m ゝ 最大 16.6 m		
			変更前	最小 8.6 m ゝ 最大 16.6 m	221.8 m	

滋賀県告示 第 387 号

道路法 (昭和 27 年 法律 第 180 号) 第 18 条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成 20 年 7 月 2 日から平成 20 年 7 月 16 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 2 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
県道栗見八日市線	東近江市福堂町字田之脇 453 番 1 地先から 東近江市福堂町字田之脇 447 番 1 地先まで	平成 20 . 7 . 2	L = 86.2 m

## 公 告

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 4 号、第 5 号および第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 20 年 7 月 2 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 クレッセ彦根 彦根市松原町石持 1836 - 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 近江鉄道株式会社 彦根市大東町 3 番 1 号 代表取締役 岸 邦之
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 8,260 m<sup>2</sup>
    - イ 駐輪場の収容台数 279 台
    - ウ 荷さばき施設の面積 461 m<sup>2</sup>
    - エ 廃棄物等の保管施設の容量 147 m<sup>3</sup>
    - オ 駐車場の出入口の位置 (図面 3)
    - カ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前 7 時から午後 8 時まで
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 9,173 m<sup>2</sup>
    - イ 駐輪場の収容台数 260 台
    - ウ 荷さばき施設の面積 493 m<sup>2</sup>
    - エ 廃棄物等の保管施設の容量 159 m<sup>3</sup>
    - オ 駐車場の出入口の位置 (図面 5)
    - カ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前 7 時から午後 10 時まで
- 4 変更年月日
  - (1) 荷さばきを行うことができる時間帯以外 平成 21 年 2 月 18 日
  - (2) 荷さばきを行うことができる時間帯 平成 20 年 7 月 1 日
- 5 変更の理由 非物販店 (ポーリング場) の閉店に伴い、物販店舗を増床しリニューアル開業するため
- 6 届出年月日 平成 20 年 6 月 17 日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
 

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1  
 滋賀県湖東地域振興局総務振興部地域振興課 彦根市元町 4 - 1  
 彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 - 2
  - (2) 縦覧期間 平成 20 年 7 月 2 日から平成 20 年 11 月 4 日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成 20 年 11 月 4 日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされた

ので公告する。

平成 20 年 7 月 2 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) イオンモール草津 草津市新浜町 193 番 2 ほか 250 筆
- 2 提出された意見の概要

(1) 草津市からの意見

- ア 現在住居が隣接する部分については、付近住民と十分調整のうえ、騒音対策を行うこと。また、隣接地付近にて将来民家等が建った場合も、同様に対応すること。
- イ 届出書や開発協議で示された交通対策について、関係機関、道路管理者等と十分協議し、生活道路への進入や交通渋滞が生じないように、来店車の誘導、交差点改良など、必要な措置を講ずること。その上で、なお慢性的な交通渋滞等が生じた場合は、開発許可条件に基づき、渋滞解消のため誠意をもって、有効かつ適切な対策を講ずること。その際、近接している大津市域についても同様に誠意をもって対処すること。なお、これらの対策は、交通誘導員の配置等、開店後にしか実施できない対策を除き、開店前までに確実に実施すること。
- ウ 大規模な集客施設には不特定多数の人々が集うことから、事故や犯罪が起こる可能性があり、駐車場も含め店内の死角等に多数の防犯カメラの設置、有害図書の販売自粛、危険遊具の販売自粛、営業時間中の警備員の常駐警備・巡回、見通しや明るさの確保、夜間の施錠等を確実に実施すること。これらの対策や開発協議の中で示された対策に基づき、防犯や環境への配慮を行うこと。
- エ 青少年の健全育成の見地から、可能な限り深夜営業を自粛すること。
- オ 既に締結している「地域貢献に関する覚書」に基づき、本市および関係者と十分協議の上、開店前までに各協定書を締結すること。

(2) 大津市からの意見

ア 交通渋滞対策について

- (ア) 誘導計画ルートである主要地方道大津守山近江八幡線は歩道の未整備区間があり混雑度も著しいため、入退店車両の誘導を計画通りの確に実施することは現実的ではなく、他ルートの渋滞も予想されることから、下記に示す対策の実施について本市と協議するよう指導されたい。

(仮称) 琵琶湖養育院病院南東交差点の北流入部における右折レーン設置

(仮称) 琵琶湖養育院病院南東交差点の東流入部における右折レーン延長

大萱六交差点の東流入部における左折レーンの設置

- (イ) 交通処理計画については、来客車両や搬入車両は店舗敷地内で処理することとし、開店時等の来客車両の集中が予想される場合には敷地外に臨時駐車場を設けるなど適切に交通処理するよう指導されたい。
- (ロ) 誘導計画ルートの混雑により、当該計画地周辺の住宅地内の道路へ進入する車両が生ずることについて地域住民の不安が高まっていることから、具体的対策について地域住民に説明し理解を得るとともに、開店後、周辺の住宅地内の道路へ進入する車両が発生した場合には、本市および関係機関と協議のうえ、改めて対策を講じるよう指導されたい。
- (ハ) 開店後に予想を上回る著しい交通渋滞の発生が認められる場合は、改めてその対策について本市及び関係機関と協議するよう指導されたい。
- (ニ) 交通渋滞対策、地域環境問題への対応等の観点からも、路線バスの新設・増便等、公共交通の積極的な活用の実現について指導されたい。

イ 交通安全対策について 当該計画地の周辺道路は、児童・生徒の通学路及び周辺地域住民の生活道路として多くの住民が利用している。入退店車両の増加により付近住民や歩行者の安全が確保されないことが懸念されることから、事業者が生活道路と位置づけている道路以外の周辺道路についても交通整理員を配置するなど、十分な交通安全対策を講ずるよう指導されたい。

ウ 青少年の健全育成及び防犯対策について 当該店舗の事業規模や営業時間が深夜に及ぶことなどから青少年に対する影響や犯罪の発生が懸念されるため、事業者においては、滋賀県青少年の健全育成に関する条例や大津市生活安全条例等の趣旨及び内容を十分考慮した上で、本市域の地域住民や関係団体との連携を密にし、青少年健全育成や防犯対策の観点から積極的かつ具体的な取組を実践されるよう指導されたい。

また、地域住民や関係団体が行う安全・安心に関する諸活動に、事業者の責務として積極的に協力されるよう指導されたい。

エ 景観への配慮について 本市は景観法に定める景観行政団体として主観的に景観づくりに取り組んでおり、事業者等に琵琶湖の自然景観との調和を求めている。

当該計画は、琵琶湖や対岸からの眺望に対して大きな影響を与えると考えられるため、琵琶湖の自然景観を活かした景観づくりに配慮・協力するよう指導されたい。

オ 地域との連携・協働について 大規模小売店舗立地法第 4 条に基づき公表されている「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の序文や、日本チェーンストア協会が策定した「地域商業者等との連携・協働のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に示されているとおり、大型店が自主的かつ積極的に地域づくりやまちづくりに参画し、具体的な取組を通じて社会的責任を果たすことが強く期待されている。

このような背景を踏まえ、当該店舗においては、特にガイドラインの「3. 実効性を高めるための具体的行動事例」を実践され、草津市域だけでなく、隣接する本市域においても、関係行政機関をはじめ、地域住民や商工会議所・商工会・商店街等の経済団体と相互に連携・協働し、地域経済の活性化やまちづくりに関して共存共栄するために積極的な対応をされるよう指導されたい。

カ その他

(ア) 店舗開設にあたり、時期や内容等について地域住民等に対し、適時、十分な周知を行うよう指導されたい。

(イ) 地域住民等の意見や本市関係各課から提出された別紙意見について、誠意をもって対応するよう指導されたい。

(ウ) 今後も当該店舗が周辺地域の生活環境に与える影響を継続して調査するとともに、開店後の状況変化に的確に対応するため本市と定期的な協議の場を設けるよう指導されたい。

また、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合には、その適切な対策について本市および地域住民等と誠意を持って協議・対応されることを指導されたい。

(3) 地域住民等からの意見

ア 交通問題について

(ア) 届出書記載の交通量予測調査日が古いため、正確なデータとして認められない。再調査の上、立地後の交通流動を予測し、対応策を評価していただきたい。

(イ) 周辺道路の渋滞によって車両が生活道路へ進入し住宅地内の安全が脅かされるため、警備員配備等その対応策についても示すよう指導されたい。

(ウ) 交通渋滞により、火災・救急などの非常時の緊急車両の通行に影響が出ることが懸念されるため、その対策を審議されたい。

(エ) 当該周辺地域は、すでにくつもの大規模小売店舗が立地し、周辺道路は現在でも県内の代表的な渋滞地域である。また、当該店舗に隣接する大津市には「フォレオ大津一里山」が進出する予定であり、交通渋滞の一層の激化が懸念され、その対策を求められたい。

(オ) 当該店舗の開店に伴う来客車両の増加は、交通渋滞が恒常的に生じている国道 1 号をはじめ、湖周道路、浜街道等とそれらの交差点にも深刻な影響を及ぼすことが考えられるため、その対策を講じられたい。

(カ) 相当数の搬入車両が入出庫することが予想されるが、敷地外の近隣道路に不法駐車することのないよう待機場所の確保について十分対応されたい。

(キ) 店舗への進入等出入口の混雑回避と歩行者の安全確保のために、警備員の十分な配置による交通整理をお願いしたい。

(ク) 交通問題をはじめ、多くの深刻な課題に対して、広域的な視点で生活環境の確保等に対する具体的な対策をしていただきたい。

イ 騒音問題について

(ア) 夜中までの営業は、周辺の騒音が心配されるので、やめていただきたい。

(イ) 当該地周辺には、小学校などの教育施設、病院や特別養護老人ホームなどの医療・福祉施設があり、来店車両による渋滞・騒音・排気ガスなどによる環境保持、静穏保持のための対策を講じられたい。

ウ その他

(ア) 夜中の照明が琵琶湖の生態系に悪影響を及ぼす他、交通量の増加により排気ガス公害、地球温暖化の加速等につながると思われるので、営業時間の短縮や渋滞解消対策をしていただきたい。

(イ) 緑化環境整備は交通渋滞が起きる範囲にまでなされてこそ、環境への配慮であると考え。敷地周辺道路沿いだけにとどまらず、周辺地域への緑化を進められたい。

(ウ) 開店後に起こる問題や被害に対して、住民の申出先が分かるよう、県や市にも対策本部を設置し、細かい実被害に対応できるようにしていただきたい。

(エ) 届出書において、年末やセール時期における生活環境保持の措置についての説明が不十分であるため、対

応策を示していただきたい。また、示された実効ある措置が継続的かつ着実に行われるためにも、地元自治会等との協定締結を求めている。

- (オ) 地震等の災害時には、避難場所および物品の提供等、地元自治会とも協議し、地域貢献されるよう努めていただきたい。
- (カ) 当計画によると、営業時間が深夜 0 時となっており、加えてアミューズメント施設の併設など、深夜における若年層の集客が予想されることから、犯罪、青少年の非行の誘発につながり、周辺地域の治安の悪化が懸念されるため、営業時間を午後 10 時までとすることが望ましい。営業時間の見直しを強く要請するとともに、警備員の巡回等徹底した治安対策に取り組まれない。
- (キ) 高齢社会では歩いて暮らせるまちが必要であり、地元商店がなくなれば日常生活にも支障をきたすと思われる。既存のまちの衰退に影響を与えないよう徹底審議をされたい。

### 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目 14 - 75

草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目 13 - 30

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1

#### (2) 縦覧期間 平成 20 年 7 月 2 日から平成 20 年 8 月 4 日まで

### 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見に対する大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 7 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項の規定による届出をした者から大規模小売店舗に関し変更しようとする旨の届出があったので公告する。

平成 20 年 7 月 2 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

#### 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) 琵琶湖・守山リゾート S C 守山市今浜町字七番 2620 - 2 ほか

#### 2 変更しようとする事項

- (1) 添付書類 (法第 5 条第 2 項) ・ 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法 ・ 「(3) その他設置者が行う交通対策等」の一部を変更する。

ア 変更前 オープン直後の来客の集中が予想される時期においては、必要に応じて、交通渋滞問題やその対策に関する関係機関との連絡協議の場を各種要請等を踏まえて設けることを検討します。

イ 変更後 交通渋滞による影響を未然に防止する観点で、広域的な販促活動の 1 つであるチラシやホームページ等において公共交通機関の利用を促すとともに、店舗内では周辺の道路情報を館内掲示板等により提供し、交通が集中しないように努めます。

また、開業後の交通渋滞等の問題が生じた場合には、地域住民との協議の場を設け、有効かつ適切な対策を追求し、継続的に円滑な交通が図れるように努めていきます。さらに、必要に応じて関係機関、道路管理者と協議し、対策を検討します。

- (2) 添付書類 (法第 5 条第 2 項) ・ 5 駐車場の自動車の出入口の形式または来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口数および位置を設定するために必要な事項 ・ 「(4) 駐車場の設置に当たっての配慮事項」の一部を変更する。

ア 変更前 来客車両の誘導ルートとした道路は、歩者分離された道路を基本とします。駐車場出口には、停止線を明示し、一旦停止の表示を行います。店舗の周囲では、歩道と交差する来客車両・搬出入車両出入口の見通しの確保、車両の出入庫を示す表示、出入口における車両と歩行者の動線分離、交通整理員の配置により、歩行者の安全確保に努めます。

イ 変更後 届出書に記載した安全対策に加えて円滑な出入庫や駐車を可能とするための対策ならびに駐車場内での歩行者の安全対策を下記のとおり実施します。

駐車場内でも適切に交通誘導員を配置し、車両と歩行者の安全かつ適切な誘導に努めます。これらの交通誘導員の配置は、開店後も常時状況を把握しながら適宜適切に変更するなどの対応を図っていきます。

また、駐車場内では主要な歩行者通行帯をインターロッキング舗装、カラーアスファルト舗装、歩行者通行帯路面標示などにより明示し歩車分離を明確にすることで歩行者の安全確保に努めます。

県道近江八幡大津線と今浜漁港間を連絡通路としている車道を来客車両と歩行者が横断するため、その安全

対策として県道側を横断する車両の通行部には交通誘導員を配置し、今浜漁港側の歩行者通行部は、安全看板を設置するとともに、必要に応じて交通誘導員を配置し歩行者の安全の確保に努めます。

- (3) その他提出書類・2 その他立地法の指針に関する事項・「(5) 騒音対策の概要」の一部を変更する。

ア 変更前 北側敷地境界については、北側に荷さばき施設を設置することから、防音壁としてコンクリート壁を設置し、騒音影響の低減に努めます。

イ 変更後 届出書に記載した騒音対策に加えて、下記の配慮事項を実施します。

夜間に行う荷さばき作業時の車両のバックブザーの音については、周辺への騒音影響の軽減の観点から、夜間作業の安全を確保の上、「バックブザー禁止」を徹底するとともに、作業には夜間作業時の静穏の保持に努めるよう指導いたします。

### 3 変更の理由

- (1) 開業後においても継続的に地元自治会等と一体となり対応策を検討・実施するため
- (2) 駐車場内の交通の円滑化と歩行者の安全確保を適切に行うため
- (3) 夜間における荷さばきや車両のバックブザー音による騒音影響をより小さくするため

### 4 届出年月日 平成 20 年 6 月 13 日

### 5 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目 14 - 75

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番 22 号

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1

#### (2) 縦覧期間 平成 20 年 7 月 2 日から平成 20 年 11 月 4 日まで

### 一般競争入札の公告

平成 20 年度から平成 27 年度までにおけるびわこ競艇場機械発売払戻システムの賃貸借契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 6 の規定により公告する。

平成 20 年 7 月 2 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

### 1 入札に付する事項

- (1) 賃借物品名および数量 びわこ競艇場機械発売払戻システム借入 一式
- (2) 賃借物品の内容等 入札説明書および別冊仕様書による。
- (3) 賃借期間 平成 20 年 11 月 24 日 (月) から平成 27 年 11 月 23 日 (月) まで
- (4) 納入場所 別冊仕様書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 入札参加者に必要な資格等 (平成 20 年 滋賀県告示第 148 号) に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、3(4)に示す受領期限の 7 日前までに申請を行わない場合には、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1 TEL 077 - 528 - 4314

### 3 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県総務部事業課 〒 520 - 0023 大津市茶が崎 1 - 1 TEL 077 - 522 - 1122
- (2) 契約条項を示す期間 平成 20 年 7 月 2 日 (水) から平成 20 年 8 月 11 日 (月) まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。) の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、3(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合

の送料は、自己負担とする。

(4) 入札書の受領期限 平成 20 年 8 月 11 日 (月) 17 時 15 分

(5) 開札の日時および場所 平成 20 年 8 月 12 日 (火) 14 時 滋賀県モーターボート競走場 5 階小会議室 大津市 茶が崎 1 - 1

4 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則 (昭和 51 年 滋賀県規則 第 56 号) および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則 (平成 7 年 滋賀県規則 第 92 号) の規定によるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者 (以下「入札参加者」という。) は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

6 契約書の作成の要否 要

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則 第 199 条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

8 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

9 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

10 その他必要事項

(1) 入札参加者は、封印した入札書を 3 (4) に示す受領期限までに提出しなければならない。

(2) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(3) 特定調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Biwako Motor Boat Racing Course Totally zeta system

(2) Deadline for tender : 17 : 15, August 11, 2008

(3) For further information, contact : Public-Managed Gaming Division (Biwako Motor Boat Racing Course), Department of General Affairs, Shiga Prefectural Government, 1-1 Chagasaki, Otsu-shi, Shiga 520-0023 JAPAN TEL 077-522-1122

振 興 局 等 告 示

滋賀県湖北地域振興局告示 第 13 号

介護保険法 (平成 9 年法律 第 123 号) 第 41 条 第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法 第 53 条 第 1 項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 20 年 7 月 2 日

滋賀県湖北地域振興局長 北 沢 繁 和

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護事業所 燦さん夢くらぶ	東浅井郡湖北町 山本 2971 - 1	特定非営利活動法人 燦さん夢くらぶ	東浅井郡湖北町 山本 2971 - 1	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 20. 7. 1	2572000293

滋賀県湖東地域振興局告示 第 21 号

介護保険法 (平成 9 年法律 第 123 号) 第 46 条 第 1 項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成 20 年 7 月 2 日

滋賀県湖東地域振興局長 川 那 部 隆 二

事 業 所 称 の 名 称	事 業 所 在 地	申請者の名称および代 表者の氏名または開設 者の 氏 名	主たる事務所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	介 護 保 険 事 業 所 番 号
居宅介護支援事 業所ピリカ	彦根市下西川町 673 番地	特定非営利活動法人ホ ームスイートホーム 理事長 古川 博敏	彦根市下西川町 679 番地	平成 20. 7. 1	2570200739

## 雑 報

## 一般競争入札の公告

平成 20 年度における滋賀県立八幡工業高等学校電子計算組織の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 6 の規定により公告する。

平成 20 年 7 月 2 日

滋賀県立八幡工業高等学校長 廣 谷 明

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 電子計算組織 一式
- (2) 購入物品の内容等 入札説明書および別冊仕様書による。
- (3) 納入期限 平成 20 年 12 月 19 日 (金)
- (4) 納入場所 近江八幡市西庄町 5 滋賀県立八幡工業高等学校

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止または指名対象外の措置期間中でないこと。
- (3) 入札参加者に必要な資格等 (平成 20 年 滋賀県告示 第 148 号) に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。

滋賀県会計管理局管理課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 TEL 077 - 528 - 4314

ただし、3(5) に示す受領期限の 7 日前までに申請を行わない場合には、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

## 3 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県立八幡工業高等学校 〒523 - 0816 近江八幡市西庄町 5 TEL 0748 - 37 - 7227
- (2) 契約条項を示す期間 平成 20 年 7 月 2 日 (水) から平成 20 年 8 月 25 日 (月) まで (土曜日、日曜日、祝日および 8 月 4 日 (月) を除く。) の 9 時から 16 時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1) に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 平成 20 年 7 月 25 日 (金) 14 時 滋賀県立八幡工業高等学校 1 階応接室 近江八幡市西庄町 5
- (5) 入札書の受領期限 平成 20 年 8 月 25 日 (月) 16 時
- (6) 開札の日時および場所 平成 20 年 8 月 26 日 (火) 10 時 滋賀県立八幡工業高等学校事務室

## 4 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則 (昭和 51 年 滋賀県規則 第 56 号) および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則 (平成 7 年 滋賀県規則 第 92 号) の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者 (以下「入札参加者」という。) は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

6 契約書の作成の要否 要

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則 第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

8 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

9 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

10 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、封印した入札書を 3(5) に示す受領期限までに提出しなければならない。
- (2) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 特定調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Online Information Educational System, 1 set
- (2) Deadline for tender : 16 : 00, August 25, 2008
- (3) For further information, contact : Department of School Offise, Shiga Prefectural Hachiman Technical High School, 5 Nishinosho-cho, Omihachiman-shi, Shiga 523-0816 Japan TEL 0748-37-7227

正

誤

平成 19 年 12 月 27 日付け号外 (7) 滋賀県人事委員会規則 第 29 号中

ページ	行	誤	正
21	41	45	46

平成 20 年 3 月 25 日付け号外滋賀県人事委員会規則 第 2 号中

ページ	行	誤	正
1	下から 7	「米原警察署長」に	「米原警察署長」に、 「米原警察署長 長浜警察署長」 を「米原警察署長」に

平成 20 年 6 月 20 日付け 第 2954 号中、目次および本文において道路の位置の指定公告を削除する。